



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

# 平成30年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組等

令和元年5月29日  
公正取引委員会



# 下請法の運用状況

# ○書面調査の実施状況

[単位：名]

年 度	親事業者調査(名)	下請事業者調査(名)	合計
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等(注1)	39,175	211,741	250,916
役務委託等(注2)	20,825	88,259	109,084
平成29年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807
平成28年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042

(注1)製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

# ○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
平成29年度	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
平成28年度	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954

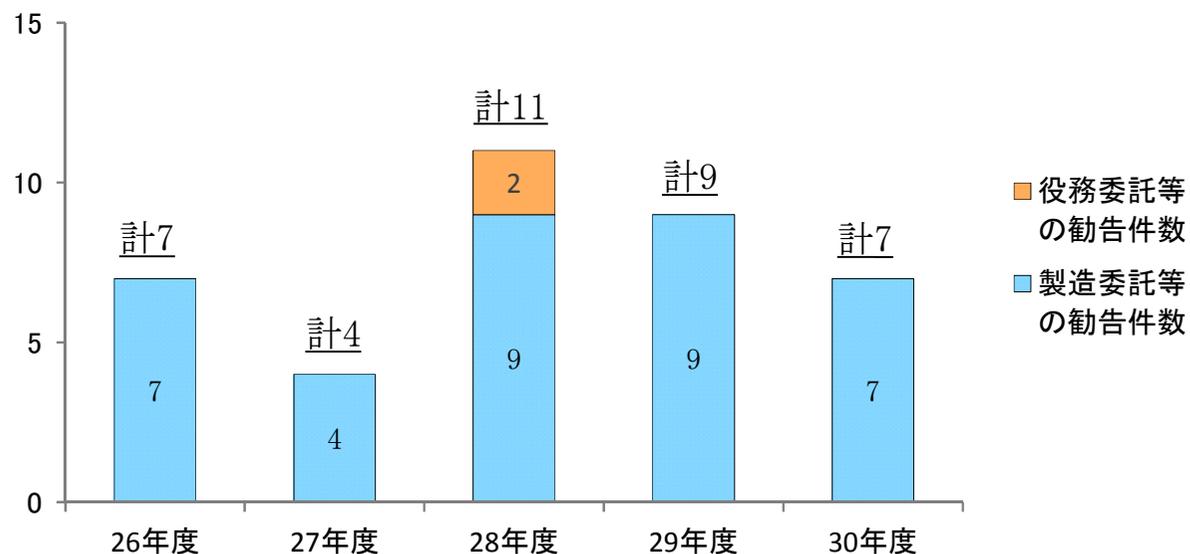
(注1) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

# ○勧告及び指導件数の推移

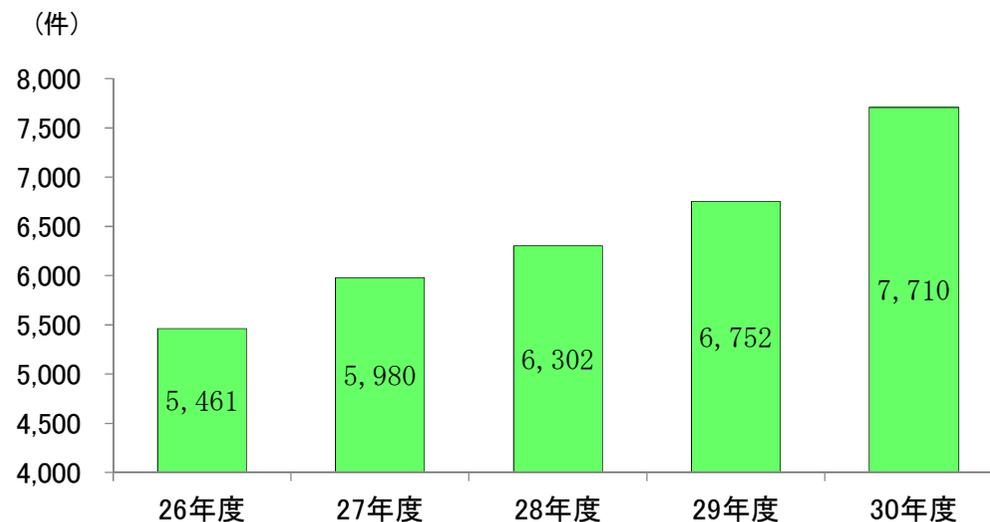
## 勧告件数の推移

[単位：件]



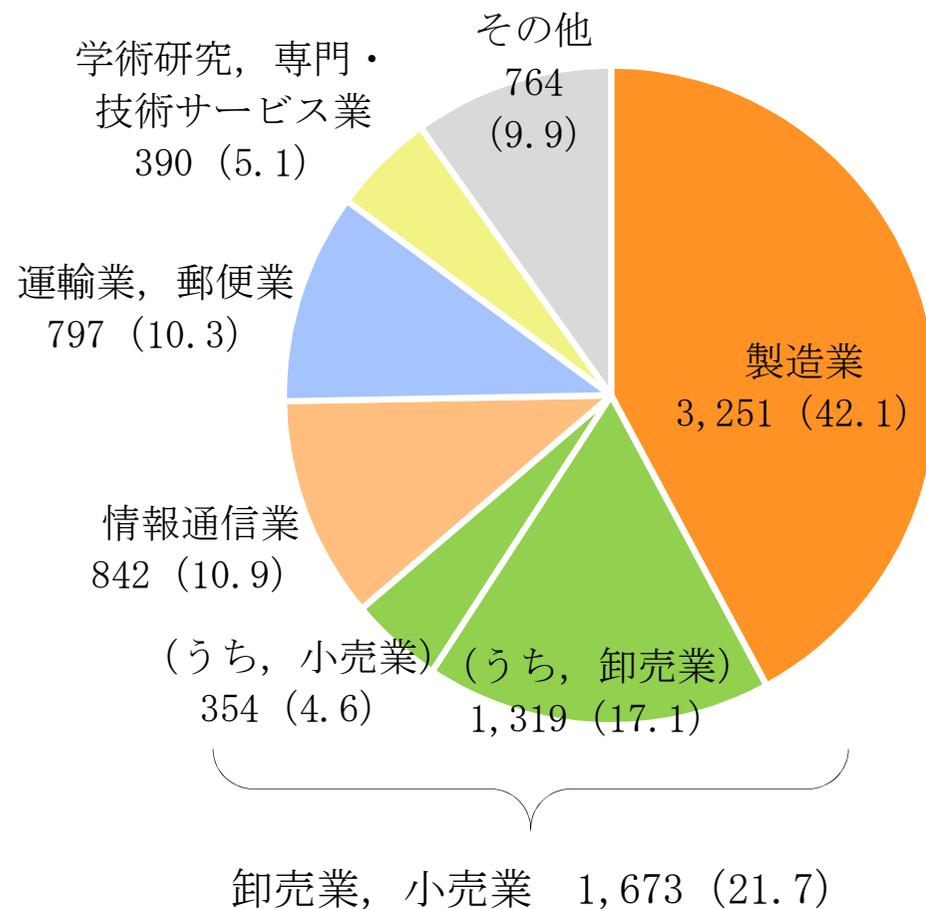
## 指導件数の推移

[単位：件]



# ○措置件数(7,717件)の業種別内訳

[単位:件, (%)]



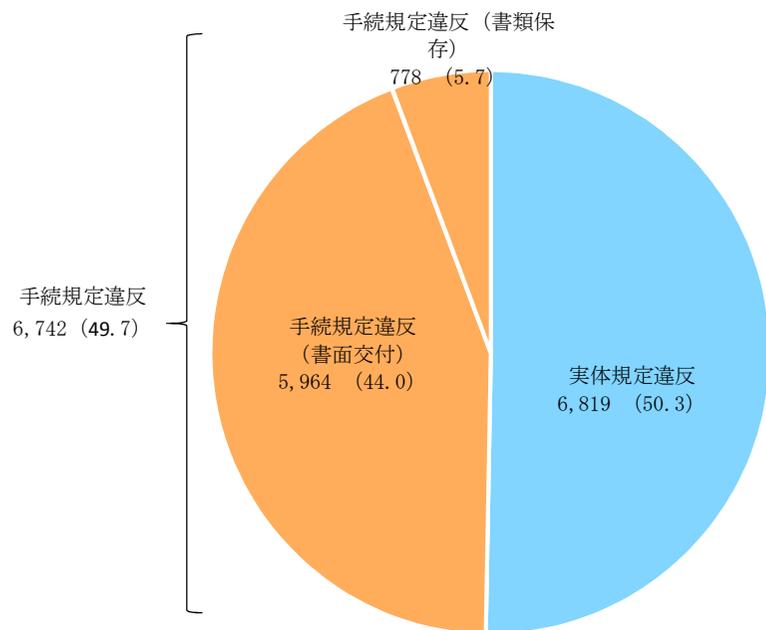
(注1)業種は, 日本標準産業分類大分類による。

(注2)( )内の数値は措置件数全体に占める比率である。

# ○ 類型別件数 (13,561件) の内訳, 実体規定違反件数 (6,819件) の行為類型別内訳

## 類型別件数 (13,561件) の内訳

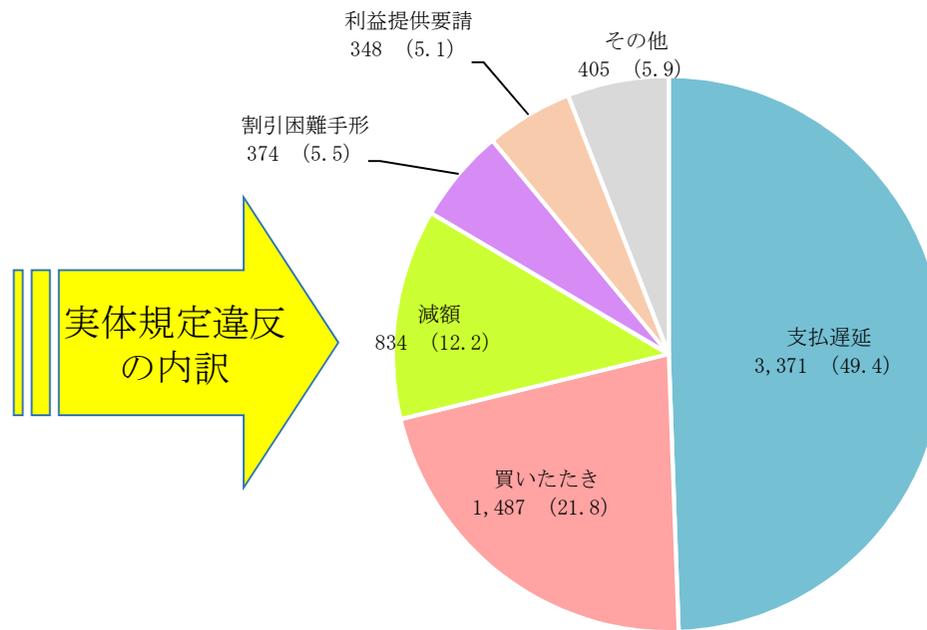
[単位: 件, (%)]



(注) ( ) 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

## 実体規定違反件数 (6,819件) の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]

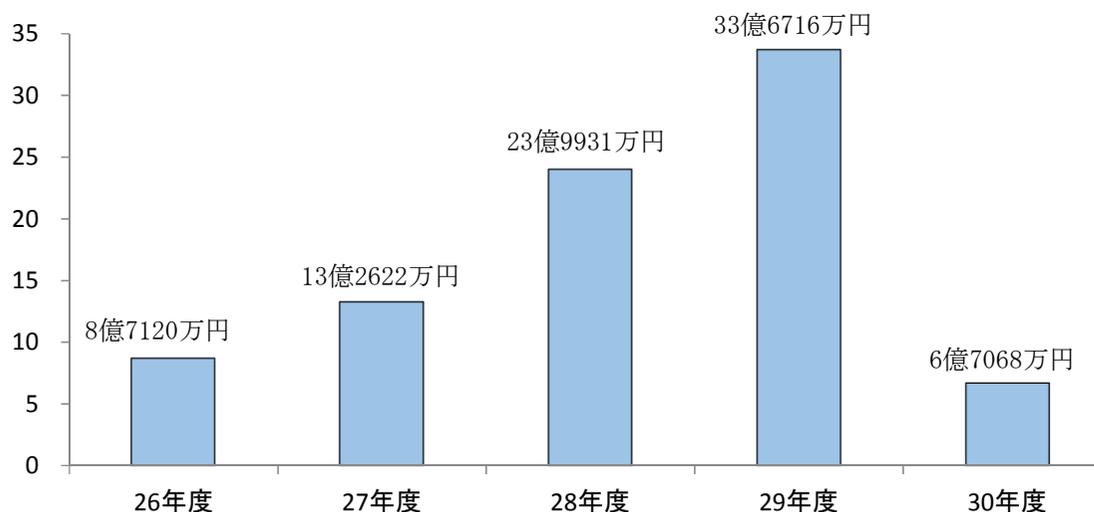


(注) ( ) 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

# ○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

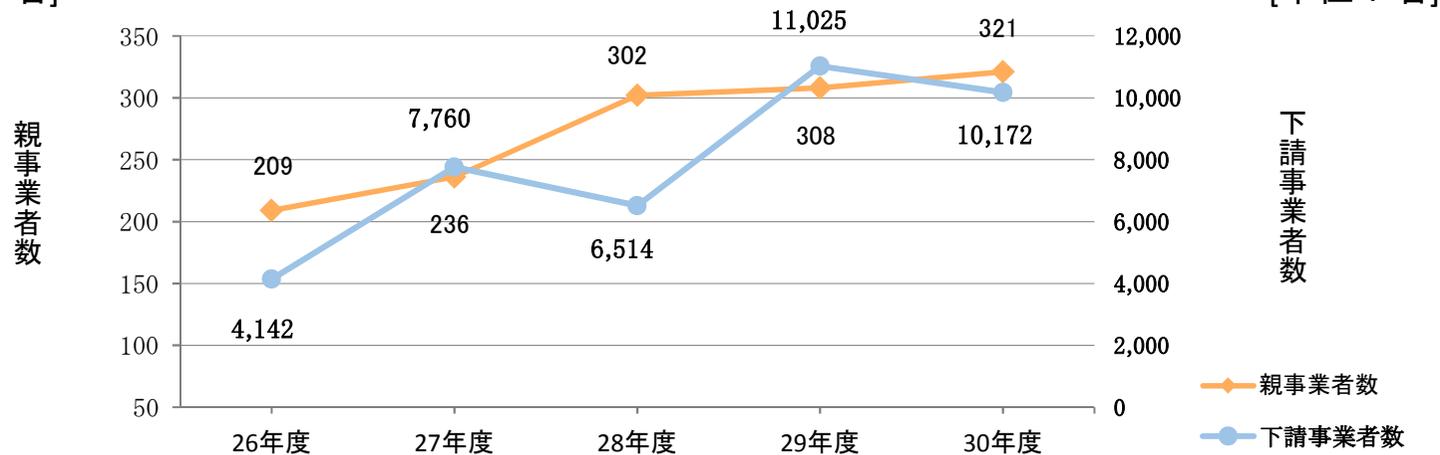
## 原状回復額の推移

[単位：億円]



## 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]





# 企業間取引の公正化への取組

## 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

### 下請取引適正化推進講習会

47都道府県62会場(うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場)

### キャンペーン標語の一般公募

平成30年度特選作品 「見直そう 働き方と 適正価格」

### 下請法遵守の要請文書の発出

親事業者約210,000名及び関係事業者団体約1,000団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請(平成30年11月27日)

## 下請法等に係る講習会

基礎講習会	58回
下請取引適正化推進講習会 (再掲)	47都道府県62会場 (うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場)
応用講習会	12回(うち3回は卸・小売事業者向け)
業種別講習会	17回(荷主・物流事業者向け10回, 大規模小売業者向け7回)

## 下請法等に係る相談

相談	9,112件
中小事業者のための移動相談会	27か所

# ○企業間取引の公正化への取組

## 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

- 物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた571名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送（平成31年3月）。

主な業種		主な行為類型	
製造業	272名／48.1%	支払遅延	222件／34.8%
卸売業	111名／19.6%	減額	131件／20.5%
建設業	53名／9.4%	発注内容の変更	126件／19.7%

## 警備業務の取引に関する実態調査

- 回答者（459名）のうち、取引額上位3名との取引において、優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けたことがあると回答した警備業者は52名（11%）であった。
- 52名に対して優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為をした取引先は91名であり、91名のうち約70%が建設業者であった。

優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為をした取引先の主な業種		主な行為類型	
建設業	約70%	不当な給付内容の変更	45名
		不当な経済上の利益の提供要請	23名

## ○参考

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



～下請法関係のパンフレットは下記ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

